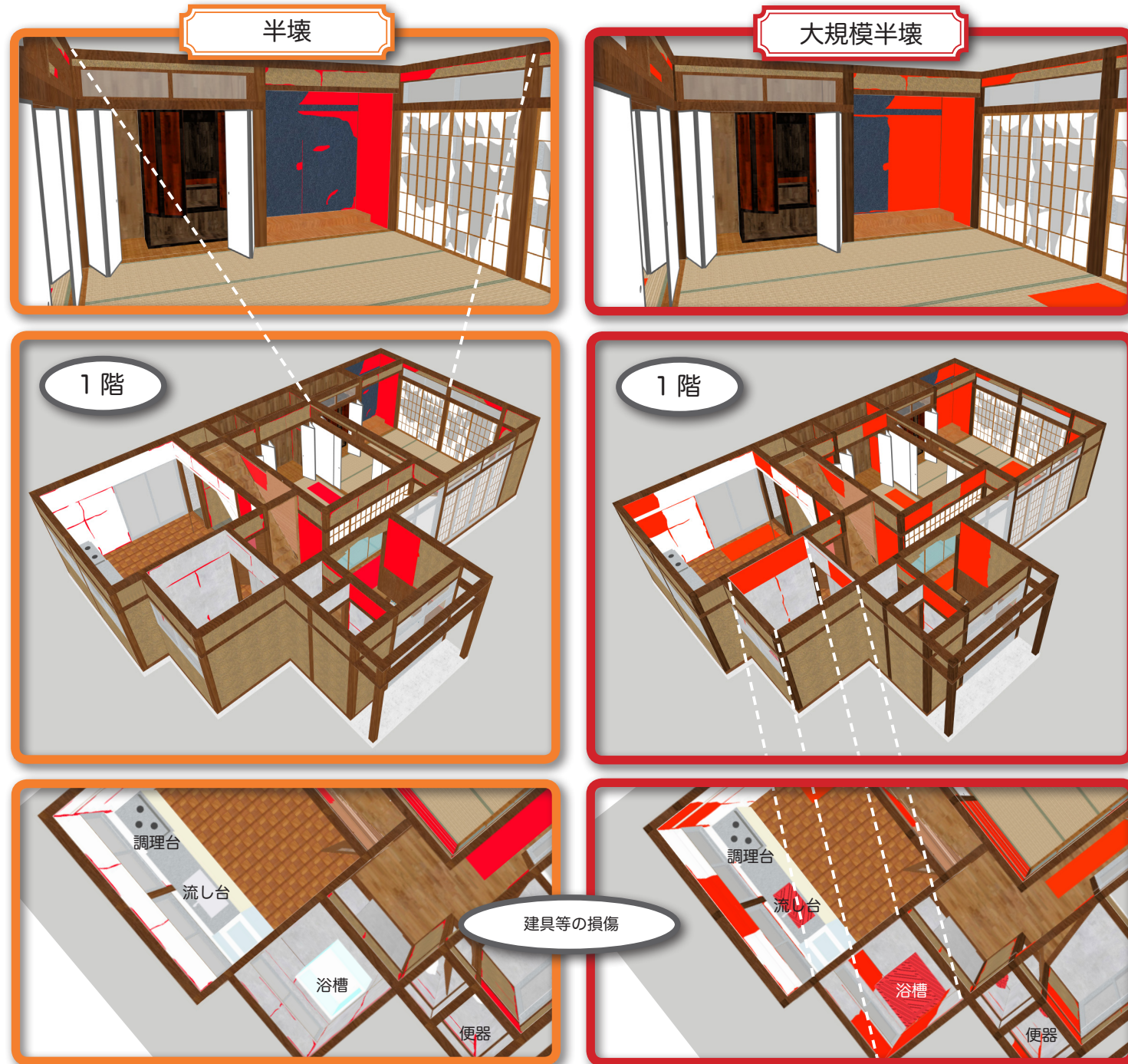



建物被災状況のイメージ図（半壊・大規模半壊）

⚠ 図中の「赤色」部分が損壊箇所を表現しています。




この被災状況のイメージ図は、2014年新潟県中越地震で被災し現存する被災建物の調査データをもとに、建築専門家のアドバイスをを受けて作成したものです。半壊のイメージ図は一次調査（外観）で一部損壊判定相当であった建物、大規模半壊のイメージ図は一次調査（外観）で半壊判定相当であった建物で、それぞれ二次調査（外観+内観）によって半壊あるいは大規模半壊になると考えられる建物内部の被害をCGで表現しました。2階建ての1階部分の被災状況を表現しています。建物全体の被災状況は別紙、図解「半壊」及び図解「大規模半壊」をご覧ください。

※建物外側の調査に関しては、トリセツの Ver1.1 をご覧ください。

図解「半壊」、図解「大規模半壊」、建物外観調査については以下の URL よりご覧いただくか、ダウンロード  をお願いします。

http://sdr.c.fj.tokoha-u.ac.jp/kumamoto_eq/

トリセツに関する問い合わせはこちらまで 

Mail: sdr.c@fj.tokoha-u.ac.jp
担当: 常葉大学社会環境学部 田中 聡

みなさまの一日も早い再建と熊本の復興をお祈りいたします。

建物被害調査のトリセツ

- り災証明書を取得するための被害記録の残し方 -

Vol.2, Ver.1.0 (木造・プレファブ建物内部調査用)



今回の熊本地震で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

常葉大学附属社会災害研究センターでは、これまでり災証明書発行のための建物被害認定調査に関する研究や被災自治体の支援をおこなってきました。

この建物被害認定調査は、内閣府が定めたガイドライン「災害に係る住家の被害認定運用指針」に則って原則として自治体職員による調査になりますが、大規模災害の際には、調査が終了するまで多くの時間がかかります。

さらに二次調査では、建物内部に発生した被害も調査するため、限られた時間内ですべての被害を把握することが困難な場合もあります。そこで二次調査の申請を検討されている皆様には、まずはご自身で自宅内部の被害状況を詳細に記録し、調査員訪問時にその記録を提示することによって、円滑に調査をすすめる方法を推奨しております。

このトリセツ Vol.2 では、円滑に内部調査をすすめるために、ご自身でできる建物被害状況の記録の残し方について説明します。

⚠ CAUTION 調査の際の注意点

今後も余震が発生する恐れがあります。不用意に損傷した建物に近づくことは大変危険です。応急危険度判定調査が終了しているお宅はその張り紙をよくご覧下さい。特に赤(危険)や黄色(要注意)の方にはご注意ください。緑の方も一応作業は可能ですが、余震による家具の転倒などに十分ご注意ください。



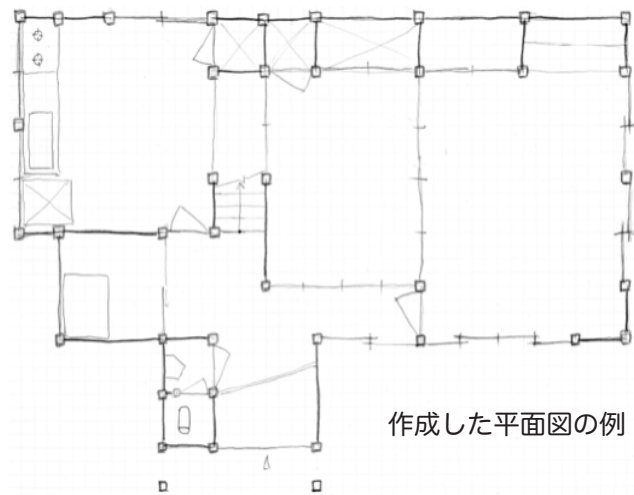
常葉大学附属社会災害研究センター

© SDRC TOKOHA UNIVERSITY

● 建物の平面図を作成しましょう

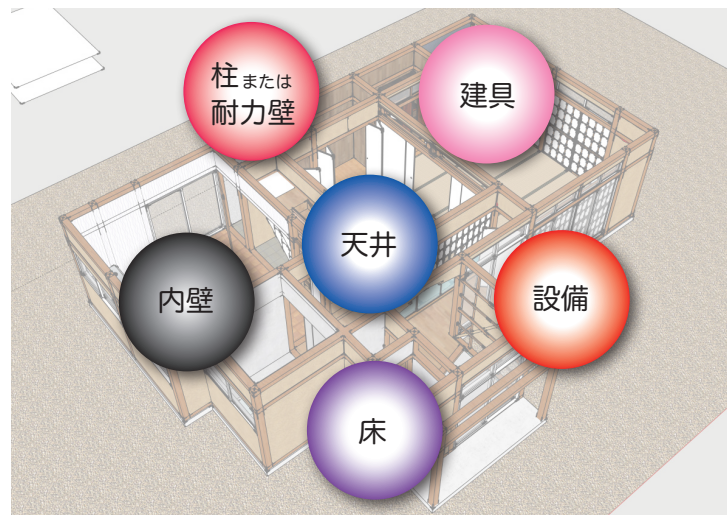
建物の平面図（見取り図）を作成します。

設計図面がある方はそのコピーを利用、ない方は図のように手書きで作成してください。



● 建物内部の調査方法

✓ POINT!! 建物内部の調査項目は「6つ」



これらの被害を作成した平面図に書き込み、損壊箇所の写真を撮影しましょう。また、どこを撮影したのかがわかるように記録しておきましょう。

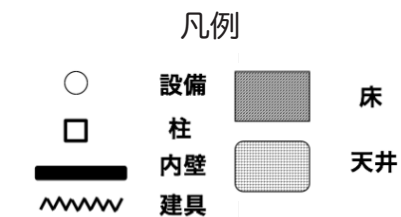
さらに、それぞれの部位を異なる記号で記入するとわかりやすくなります。例えば右図のような凡例を使うと良いでしょう。

被害が発生している部分の長さや面積は被害の評価に重要ですので、できるだけ正確に記入しましょう。

『 被害の記録例 』

⚠ 被害写真撮影時の注意点 !!

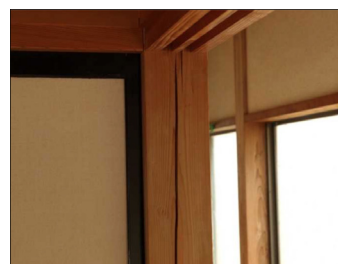
- ① 損壊部分を拡大して撮影するだけでなく、被害が発生している部位の全体像がわかるような写真が重要です。
- ② 写真上の損壊をわかりやすく囲ったり、なぞったりするのはもちろん構いませんが、その場合は加工する前の写真を残しておくことをおすすめします。



柱または耐力壁



柱や梁の割れ・接合部のずれ・たわみ・欠損など



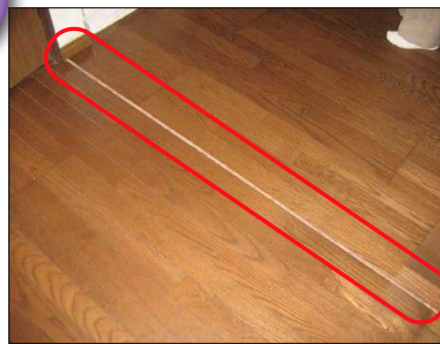
内壁

壁紙クロスの破れ・目地のひび割れ・タイル剥離など



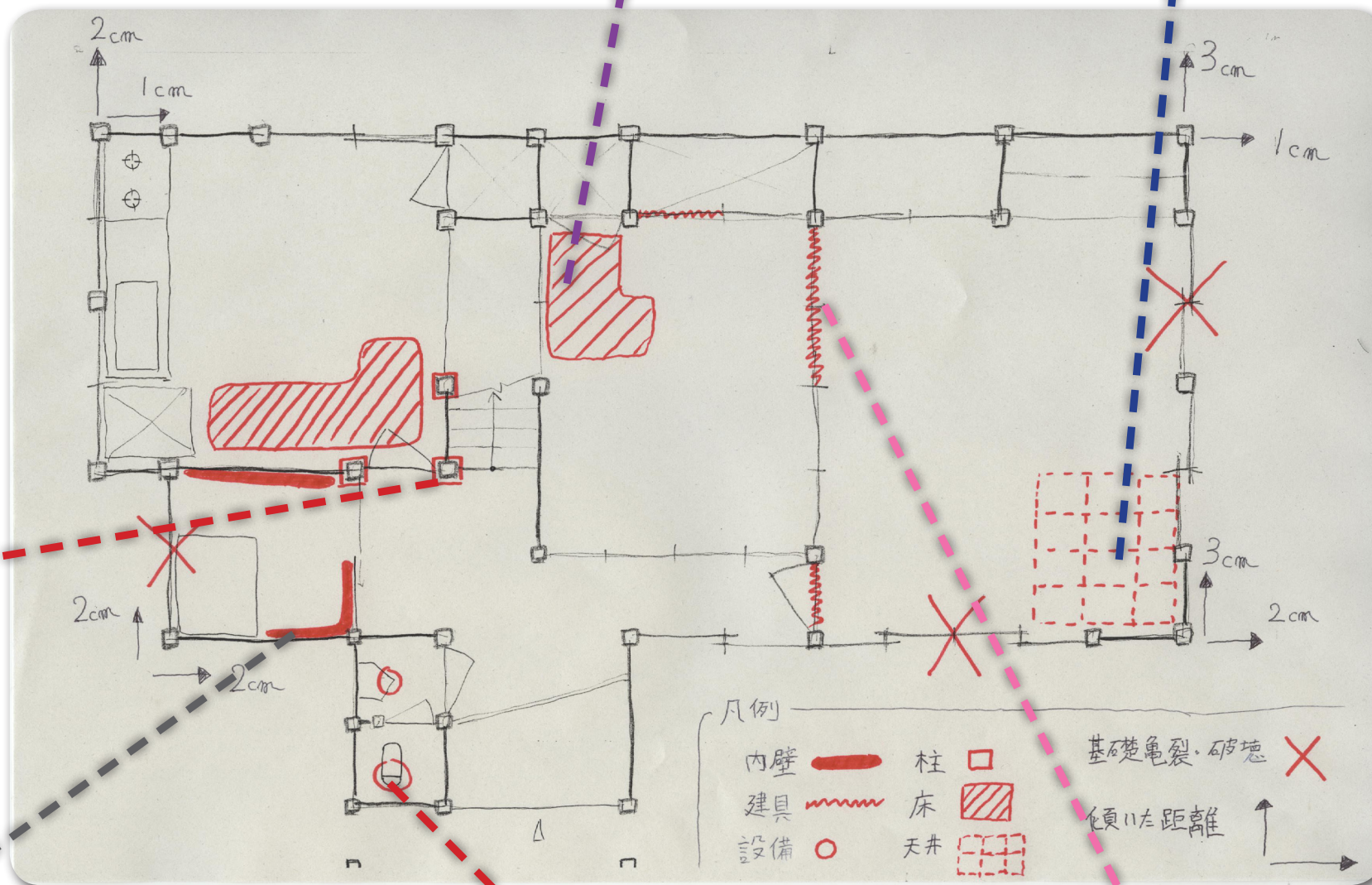
床

床板の隙間・階段外れ・床壁間の隙間など



天井

天井の浮き・隙間・歪み・脱落・落下など



設備

浴槽・台所の流し台・便器・配管破損など



建物に作り付けのもの、例えば風呂・トイレ・台所の流し・洗面台のことです。 ※設備については最大 100% の中で被害判定します

建具

窓ガラス・アルミサッシ・鍵の破損・隙間など



建物に作り付けのもの、例えば窓・扉・障子のことです。後に設置した家具、例えばタンス、食器棚、本立てなどは含みません。